

## 《参考資料－1》 制度変更の効果

例えば、価格評価基準額入札率77%、低入札基準価格入札率87%の場合、技術評価点1点優位の入札者は、入札率81.47%以下では、他に入札率の低い入札者がいても必ず逆転落札。(下図参照)

※技術評価点1点を入札率に換算すると、入札率87%付近:1.0、81%付近:2.2、78%付近6.7、77%付近20.0程度となる。(従来は0.6~0.7程度で、それぞれ、技術評価の重みは従来に比較し、1.5倍(87%)、3.5倍(81%)、11倍(78%)、33倍(77%)

代表例: 条件 価格評価基準額入札率77%、低入札基準価格入札率87%  
技術評価点1点優位

